

公募型プロポーザルによる事業者選定実施公告

下記業務の実施にあたり、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するため、下記のとおり公告する。

令和8年10月30日

岩沼市長 鬼 澤 聡



記

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名 令和8年度 岩沼市立小中学校 外国語指導助手派遣業務
- (2) 業務目的 岩沼市立小中学校における外国語教育の充実及び国際理解教育の推進を図ることを目的とする。

(3) 履行場所

学校名	所在地
岩沼市立岩沼小学校	岩沼市中央二丁目 1 番 1 号
岩沼市立玉浦小学校	岩沼市早股字小林 396 番地の 1
岩沼市立岩沼西小学校	岩沼市松ヶ丘一丁目 17 番地
岩沼市立岩沼南小学校	岩沼市桑原四丁目 4 番 1 号
岩沼市立岩沼中学校	岩沼市桑原四丁目 8 番 1 号
岩沼市立玉浦中学校	岩沼市恵み野二丁目 4 番地の 1
岩沼市立岩沼北中学校	岩沼市相の原二丁目 3 番 1 号
岩沼市立岩沼西中学校	岩沼市三色吉字竹 11 番地

(4) 業務内容

- ① 小中学校への ALT の配置
- ② ALT に対し、小中学校における英語指導及び国際理解教育推進のために必要な能力を身に付けさせるための研修の実施
- ③ ALT の定期健康診断、服務指導及び労務管理
- ④ 教育委員会、学校及び ALT との連絡体制の整備
- ⑤ 配置 ALT の緊急時における代替 ALT の手配
- ⑥ 英語教育に関する教員向け研修の協力
- ⑦ 児童生徒を対象とした市内イベント開催の協力
- ⑧ 学校外の場において学びの機会を保障する必要があるときの児童生徒への学習支援

⑨ その他教育委員会が必要と認め受託者が合意した業務

上記業務詳細は、「令和8年度 岩沼市立小中学校 外国語指導助手派遣業務仕様書」による。

(5) 履行期間 契約締結日の翌日～令和12年3月31日委託期間

2 参加申込に必要な資格に関する事項

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 令和7・8年度岩沼市競争入札参加資格(物品製造・役務の提供等)の承認を受けていること。
- (2) 過去5年間に、同種(外国語指導助手派遣)の自治体発注の業務を元請として受注し、履行した実績があること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項に基づく本市の入札参加制限を受けていない、若しくは本市の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)及び破産法(平成16年法律第75号)に基づく手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 次の①～⑤のいずれにも該当しない者であること。

- ① 役員等(非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)と認められる者
- ② 暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる者
- ③ 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- ④ 役員等が暴力団、暴力団員又は暴力団員が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- (7) 国税及び市税(本市課税分に限る)を滞納していないこと。
- (8) ALTの派遣期間中に、宮城県内にALTの勤務をマネジメントする職員が常駐していること。
- (9) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)認証を取得していること。

3 選定日程

日 程	内 容
令和8年10月30日(金)	公募開始(市ホームページ掲載)
令和8年10月30日(金)	参加者募集期間

～令和8年12月11日（金）	
令和8年11月20日（金）午後3時	質問受付期限
令和8年11月27日（金）午後5時	質問回答期限
令和8年12月11日（金）午後3時	参加申込書提出期限
令和8年12月18日（金）午後3時	企画提案書提出期限
令和9年1月14日（木）	審査会（プレゼンテーション等）
令和9年1月21日（木）	選定結果通知
別途通知	契約に関する協議
令和9年2月上旬	契約締結
令和9年4月8日（木）	派遣開始

※ 本プロポーザルに関する事前説明会は実施しない。

4 受託候補者の選定について

(1) 審査方法

本市が設置する「令和8年度 岩沼市立小中学校 外国語指導助手派遣業務業者選定委員会」による審査会(以下「審査会」という。)」の審査を経て選定する。

(2) 受託候補者の決定

市は、審査会の審査結果を踏まえ、受託候補者を決定する。なお、選定結果は、参加者全員に対して通知するとともに、岩沼市ホームページに掲載する。

5 契約の締結

受託候補者は、本契約について優先交渉を行なう。なお、選定後から派遣契約の締結までの間に、市との協議を経て、業務内容に基づく見積りを徴取し、市の定める金額を上限として契約を締結するものとする。

なお、受託候補者と契約を締結できない場合は、次点提案者と契約交渉を行うものとする。

6 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「令和8年度 岩沼市立小中学校 外国語指導助手派遣業務に係る公募型プロポーザル実施要領」による。

7 担当窓口

岩沼市教育委員会 学校教育課 指導係

〒989-2480 岩沼市桜一丁目6番20号

電話 0223-23-0728

FAX 0223-24-0897

メール chief0@city.iwanuma-ed.jp